

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 水道建設課

許認可等の内容		小規模水道の施設の変更の確認
根拠法令等及び条項		栃木県小規模水道条例第7条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	栃木県小規模水道条例施行規則第2条第4項
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	栃木県小規模水道条例第7条第2項（同条例第5条準用）
	参考事項	栃木県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木県小規模水道条例抜粋</p> <p>第5条 知事は、前条の申請にかかる小規模水道が次の各号に掲げる施設基準に適合していると認めるときは、確認しなければならない。</p> <p>(1) 小規模水道の原水の質及び量、地理的条件、当該施設の形態等に応じた必要な施設を有し、かつ、消毒設備を有すること。</p> <p>(2) 小規模水道の構造及び材質は水圧、土圧その他の荷重に対し十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れるおそれのないものであること。</p> <p>(3) 前2号に規定するものの外規則で定める技術的基準に適合するものであること。</p> <p>第7条 小規模水道布設者は、給水区域、水源又は浄水方法を変更しようとするときは、知事の確認を受けなければならない。</p> <p>2 第5条の規定は、前項の確認について準用する。</p>	